

## 温暖化対策税制に係る制度面の論点について(骨子案)

### 目次案

はじめに

委員名簿

検討経緯

第1章 諸外国の状況及び我が国の既存関連税制

第2章 温暖化対策税制に係る制度面の論点整理 (今回骨子提示)

第3章 論点整理に基づく税制のオプション (今回骨子提示)

おわりに

(参考資料)

- 1 諸外国における温暖化対策税制の導入・検討状況等について
- 2 我が国の既存エネルギー税制について
- 3 我が国のエネルギーフローとCO<sub>2</sub>排出量(1999年度)

## 第2章 温暖化対策税制に係る制度面の論点整理（骨子）

### 1 税の目的について

温暖化対策税制は、CO<sub>2</sub>の排出削減という政策目的により課税されるものであるが、従来の課税原則（税込確保目的、公平・中立・簡素）との関係で、目的をどのように位置付けるかが税法上の課題である。

これに関しては、従来の課税原則からはみ出るものであるとして、温暖化対策税制を税と位置付けることには問題があるとの見方が存在する一方で、既存の租税特別措置や税制グリーン化、諸外国における動向に鑑みれば、環境保全、CO<sub>2</sub>排出削減という政策目的を達成するために税の仕組みを活用することは十分考えられ、そのような観点からは、温暖化対策税制も広い意味での税であると言ってよいとの見方もある。

また、かかる政策目的からの課税と環境政策上の費用負担に関する原則であるPPP（汚染者負担の原則）の原則との関係をどのように考えるかにも留意する必要があるとの意見があった。

### 2 税の制度について

制度のオプションを設計していく際に検討が必要な項目は以下のとおり。

#### （1）課税段階

我が国の既存の化石燃料課税の大まかな状況を踏まえると、課税段階としては、化石燃料の消費に至る流れにおける上流課税（精製・加工前の輸入・採取・保税地域からの引取時）と、下流課税（個別燃料種別に精製・加工後の製造場からの移出、卸、最終消費の前段階の仕入れ時等）とに大まかに区分しうる。どちらを温暖化対策税制の課税段階とするかを検討するに当たっては、誰を税負担者と想定し、税務当局に対し実際に納付を行う納税義務者をどう設定するかを十分吟味する必要がある。

簡素という観点からは、課税対象が個別の燃料種別に分岐しておらず、かつ、取扱事業者の数が限定される上流課税が望ましい。一方、この場合、税負担がCO2 排出者に確実に転嫁されて排出削減効果が得られるかが課題となる。

税負担が確実に転嫁され、税を負担する側においてそれに対する対応策が採られることにより、排出削減効果が上がるような仕組みとするためには、下流で具体的な化石燃料等の消費者を念頭に置いてきめ細かく課税段階を設定する必要があるとの意見があった（例えば、自動車燃料用ガソリンならドライバーに販売される際に、重油なら製造工程で大量に消費される工場・事業場に販売される際に課税）。

一方、消費段階での課税である下流課税は、上流課税に比べ、燃料種が多岐にわたり、取扱事業者、消費者が膨大な数にのぼるため、簡素な制度ではなくなるという問題がある。また、行政が、個々の化石燃料の消費者が課税に対して排出削減に結びつく効果的な対応策を取り得るかどうかについて、きめ細かに把握して課税するのは、税という政策手法のメリット（行政が十分な情報を持たなくても、価格を通じて効率的なCO2 排出削減効果が得られること）を活用しえないおそれがある。さらに、行政が完全な情報に基づかずに、個別の税負担者に対して区別して課税すると、公平性が確保されないのではないかとの問題もあり得る。

前項について、あくまで程度の問題であり、大きくくりでよいので、課税の効果が出やすいところ、すなわち、対策を実施するかどうかの意志決定をしようる主体にかかるようにすべきではないか。具体的には、エネルギー転換主体（電気事業者等）をはじめとする大口排出主体に対して、課税によるCO2 排出削減効果が機能するような課税段階とすべきではないか、との意見があった。

電力については、以下のような議論があった。すなわち、電気事業者は火力発電の燃料の消費者である一方で、エネルギー転換された後の電力の供給者でもあるため、化石燃料のような上流課税または下流課税という区分による議論にはなじまない。よって、別途取り扱いを検討する必要がある。

これについては、発電燃料には課税、電力消費は非課税、発電燃料は非課税、電力消費には課税、発電燃料、電力消費の双方に課税、の3通りの制度が考えられる。

は、二重課税を回避する点で共通するが、課税目的の面で、は電気事業者の発電燃料の転換に重点を置き、は個々の電力消費者にCO2 排出削減インセンティブを付与することを重視するものである。は、との政策目的のバランスを取ることを企図した折衷案である。さらに、どのような課税方

式とするかを検討する際には、今後本格化する電力自由化の検討との関連も踏まえる必要があると考えられる。

下流課税において、化石燃料の販売事業者ではなく、排出量に応じて、化石燃料の最終消費者である個々の排出者に課税することも考えられるが、執行上難しいのではないかと意見があった。

CO<sub>2</sub> 排出が継続して増加している民生・運輸部門における対策を促進に効果のある課税とすることが望ましいとの意見があった。

さらに、温暖化対策は長期的には個々人のライフスタイルの変革が重要であり、個人が支払っていると実感できる課税段階とすべきとの意見があった。

## (2) 課税対象

温室効果ガスのうち、CO<sub>2</sub> の排出削減を目的としていることから、化石燃料及び電力（以下「化石燃料等」という。）を課税対象として検討する。

課税の対象とする化石燃料等の範囲については、すべての化石燃料に対し炭素含有量に応じて包括的に課税するアプローチを採るか、個別燃料ごとに課税を検討するアプローチを採るかが論点となる。

炭素含有量が多いにもかかわらず、現在全く課税されていない石炭（原料炭、一般炭等）をどのように扱うかが課題。

原油・各種石油製品（自動車燃料（ガソリン、軽油、LPガス等）、重油、自動車燃料以外の軽油、灯油、ジェット燃料、ナフサ等）をどのように扱うかが課題。

現在、下流での個別課税は行われていない天然ガスをどのように扱うかが課題。

上記について、用途別（例、化石燃料をプラスチックや化学繊維等の原料として使用する場合）に異なった対応を行うかどうかも検討課題。

前述のとおり、電力の扱いについては、上記のとおり、発電燃料には課税、電力消費は非課税、発電燃料は非課税、電力消費には課税、発電燃料、電力消費の双方に課税の3通りが考えられる。

## (3) その他制度に直接関わる論点

課税標準・税率をどのように設定するか。

従量税（重量、体積等の固有単位に対して税率を設定）とする場合、炭素含有量に応じた税率設定とするか、必ずしも炭素含有量に比例した税率ではなく、別途燃料種別ごとに設定するか。

従価税とすることは理論上は考えられるが、CO<sub>2</sub> の排出削減のために燃料使用量を削減するという目的にそぐわず、諸外国に例もない。

地球温暖化対策の性質上、地方公共団体ごとに独自に導入するよりも、全国一律の国税または地方税とすることが望ましい。また、国税とした場合においても、税収を地方における温暖化対策の財源に充当することも考えられるとの意見があった。

#### (4) 既存税制との関係整理

(1)～(3)の論点については、既存税制がどうなっているかを踏まえて考えうるオプションを検討することが必要である。

例) 化石燃料等に対して包括的な新税を導入する。その上で既存税の調整を行うことも考えられる。

例：スウェーデンの炭素税導入

既存税の活用を中心に課税を検討する場合、以下が考えられる。

- ・ 既存税の税率を調整して課税する

例：ドイツのエコロジカル税制改革、英国の炭化水素油税 既存税の増税

- ・ 既存税の対象に新しい税を上乗せして課税する

例：オランダのエネルギー規制税の導入 小規模エネルギー消費者に対し、既存税の対象の一部に上乗せして課税

- ・ 既存税の対象外に課税することも検討しうる

例：英国の気候変動税導入 既存税の対象外のエネルギーに課税（英国の気候変動税については、課税対象から既存の炭化水素油税の対象である石油を除外しているものの、それ以外の化石燃料は網羅しており、一部例外はあるが包括性の高い新税の導入と捉え、 として整理することも可能と考えられる。）

### 3 税による効果・影響に関する評価について

#### (1) 課税原則の観点からの評価

2の論点を踏まえて考えうる制度のオプションは、公平・中立・簡素という課税の原則に沿って、以下のような評価を行いながら検討していく必要がある。

## 公平

水平的公平（例えば、寒冷地域と温暖地域に住む人との間のバランス）、  
垂直的公平（例えば、生活必需品に課税した場合の低所得者への影響（逆  
進性））という従来の課税原則における公平

CO<sub>2</sub> 排出責任の観点からの公平

世代間の公平（地球温暖化の影響を受ける将来世代との間における負担  
のバランス）

## 中立

CO<sub>2</sub> の排出削減という政策目的により、経済活動に一定の変更を加える  
べく課税するものである以上、全く中立な課税とすることは不可能であるが、  
特に以下のような課税による影響を評価し、対応していく必要がある。

マクロ経済への影響（景気・経済成長への影響）

個別の経済主体の活動に対する影響（産業の国際競争力への影響等）

## 簡素

制度面及び執行面での効率性

### （２）政策目的（CO<sub>2</sub> 排出削減）の効率的達成の観点からの評価

制度のオプションは、上記の課税原則とともに、最も効率的に政策目的を達  
成しうる制度とすべきという原則に照らして評価することが必要。

その際には、CO<sub>2</sub> 排出削減のための対策コストと税の執行（徴税等行政事  
務、納税者側の事務）に伴うコストの双方を考慮に入れるべきである。

また、CO<sub>2</sub> 排出削減効果としては、価格上昇による化石燃料等の需要抑制  
効果のみならず、中長期的な技術開発・燃料転換による効果なども考慮するこ  
とが適当。

前述のとおり、効率的に排出削減効果が上がるような仕組みとするためには、  
下流で具体的な化石燃料等の消費者を念頭に置いてきめ細かく課税段階を設定  
する必要があるとの意見があった。

## 4 導入による諸影響への対応について

### (1) 税の導入に伴う諸影響の緩和について

3の評価を踏まえ、税の導入に伴う諸影響を緩和する方策を検討する必要がある。

税の減免措置による対応としては、以下のようなものが考えられる。

温暖化対策税について課税対象等（燃料種別、燃料の特定用途別、納税義務者別、税負担者別等）による減免

例）産炭地域の経済社会への影響を緩和する観点から石炭への減免措置を設ける等

直接税等他の税目での調整も視野に入れた対応

マクロ経済等への配慮から収支中立とするか否か

製造業等の国際競争力への配慮から国境税調整が可能なか

これに関する問題点として、化石燃料等を用いて製造した製品の製造工程において投入された燃料・エネルギーに係る税負担額を把握することが困難であるため、還付等の適切な執行が不可能である。また、特定の製品の輸出に関する還付が輸出補助金と見なされるなどWTO協定に抵触するおそれがある点が指摘されている。

これに対し、製品毎に平均的な税負担額を設定した早見表を作成することにより執行可能となる。国際貿易において環境的側面が重視される趨勢にあること等を踏まえ、WTO協定上認められるように我が国としても働きかけていくべきとの意見もあった。

収支を補助金等（例えば温暖化対策向け）の形で民間部門に還元する等財政的措置により対応することも考えられるのではないかと。

他方において、影響緩和措置を講じる際には、かかる措置を講じたことにより、所期のCO2排出削減効果が過度に失われてしまう制度とならないよう慎重に工夫すべきである、また、PPPの原則との関係にも配慮が必要かどうかについても検討すべきであるといった意見があった。

### (2) 環境への配慮について

温暖化対策の観点から課税しない方が望ましい対象に対しては、減免措置を講じることが考えられる。

例）風力等再生可能エネルギーによる発電された電力、コージェネレーション（熱電併給）、高効率ガスタービンにより発電された電力、鉄道等公共交

通機関のエネルギー消費、(諸外国の実施例あり)

(注) 欧州では電力消費に課税する場合、通常原子力発電による電力にも課税している。

## 5 その他の論点

### (1) 他の温暖化施策との組み合わせ

ここまで温暖化対策税を独立した施策として単独で導入することを中心に検討してきたが、温暖化対策の政策パッケージの中で、他の施策手法と組み合わせることによって効果をより一層発揮し、また、ネガティブな影響を緩和できる可能性がある。よって、税の制度を検討する際には、併せて他の施策との組み合わせの可能性を考慮することが望ましいとの意見があった。

組み合わせ例) 政府による温暖化対策への財政的措置による対応との組み合わせ

政府と民間の業界団体・企業との CO<sub>2</sub> の排出削減に関する協定との組み合わせ

排出量取引との組み合わせ

～ との複合的な組み合わせ

以上のような組み合わせを検討する場合、どのように温暖化対策税の課税段階を設定すると、制度が円滑に機能するかを考慮すべきとの指摘があった。

具体的には、排出量取引へは多数の主体の参加が得られることが望ましいが、排出量取引への参加と引き替えに温暖化対策税を減免するような制度とすると、下流で課税した方が多くの主体の参加が得られる。

また、協定等により、業種・企業等の区分に従って減免措置を行う場合、欧州型の付加価値税におけるインボイス制度が存在しない我が国の現状においては、上流で課税したものを、下流で還付することは困難である。

よって、これらの施策との組み合わせを行う場合には、下流に課税段階を設定することが妥当となるとされた。



## ( 2 ) その他

税収の用途についてはどう考えるか。

この点に関し、税の制度と税収の用途は一旦切り離して議論すべきではないか、まず制度を検討して別途税収の用途を検討すべきではないかとの意見があった。一方、これへの疑問も呈された。

温暖化対策と必ずしも整合的でない他分野の政策への影響をどのように考えていくべきか（特に、エネルギーセキュリティの確保を目的とする政策との調整。例えば、供給が安定的で、国外産地が多様で分散している石炭の位置付けをどう考えるべきか。）

導入に際していかなる方法を採用すべきか。

これに関しては、段階的なアプローチや柔軟なアプローチが必要ではないかとの意見があった。

以下をねらいとして、導入時に将来にわたる段階的な税率引き上げ等を織り込むもの

- ・ 急激に大きな影響を与えないことを旨とする激変緩和
- ・ 導入スケジュールを予測可能なものとし、各経済主体に対して計画的な温暖化対策を促進

直ちに導入してその制度を維持するのではなく、CO<sub>2</sub> の排出状況を定期的に点検しつつ、そのレビュー結果を踏まえて、導入のタイミングを決定し、導入後も制度を随時見直すもの

(参考)

## 大まかな制度を検討するための様式

(制度の基本的な枠組みとなる論点1の(1)(2)を軸に整理)

		課 税 対 象							
課 税 段 階	上 流	天然ガス	石油・石油製品					石炭	電力
	下 流		ガソリン	軽油	LPG	灯油	重油	ジェット燃料	

【参考：既存税制がカバーしている範囲】

		課 税 対 象							
課 税 段 階	上 流	天然ガス	石油・石油製品					石炭	電力
	下 流		ガソリン	軽油	LPG	灯油	重油	ジェット燃料	
			ガソリン税	軽油引取税	石油ガス税			航空機燃料税	電源開発促進税

## 第3章 論点整理に基づく税制のオプション（骨子）

### 1 温暖化対策税制のオプションを設定する際のアプローチ

温暖化対策税制についてより具体的な議論を行うため、前章の論点に沿って、温暖化対策税制のオプションを設定する。オプション設定の際のアプローチは以下のとおり。なおその際、化石燃料と電力とは分けて検討することとする。

#### （1）化石燃料について

化石燃料を対象とする温暖化対策税制のオプションを設定する際には、以下の各論点における選択肢を組み合わせしていく。

##### 1）課税段階

大きく以下の2通りに分けて検討することとする。

上流

下流

#### （注） 課税段階に係る「上流」「下流」について

本論点整理において、

- ・ 上流とは、化石燃料の精製・加工前の輸入・採取・保税地域からの引取時、
- ・ 下流とは、化石燃料の精製・加工後の保税地域からの引取、製造場からの移出、卸、最終消費の前段階の仕入れ時等

と定義しており、現行の石油税（上流）及びガソリン税等（下流）の課税段階をその雛形としている。上流・下流の両者の間では、徴税事務の煩雑さが大きく異なり、主としてこの観点から採用している分類である。

課税段階については、「課税により効率的にCO<sub>2</sub>の排出削減対策が行われるような段階で課税すべき、すなわち、対策を実施するかどうかの意志決定を行う者（に化石燃料を供給する者）に課税すべき」との意見が出ている。例えば、これを石油に当てはめて考えると、我が国の場合、原油として輸入され、精製・流通の過程を経て、石油製品がエネルギー消費者に供給されるという経路が主流であることに鑑み、下流課税が適切ということとなる（電気事業者に供給されるものは除き、別途議論する）。（\*）

\* ここでは化石燃料の消費者が対策を実施しうる主体であるという前提を置いており

(電気事業者を除く) 税負担をすべて転嫁することにより、化石燃料の消費者が全く対策を行わないことは想定していない。

一方、石炭や天然ガスについては、上流・下流の定義に関して、石油と同様の考え方に基づき整理をしている。しかしながら、石炭や天然ガスについて、その消費に至る経路が石油とは異なり、輸入後、相当量は直接エネルギー消費者に供給されており、効率的な対策を促す課税段階として下流が適切とは一概に言えない可能性もある(電気事業者に供給されるものは除き、別途議論する)

なお、厳密に言うと、石油に関しても、ごく一部は石油製品として輸入されており、本論点整理における上流課税・下流課税の特徴が直接現れない場合もあり得る。

## 2) 課税対象

原則としてすべての化石燃料に課税することとし、既存税に対するスタンスの違いから、以下の2つのアプローチに分けて検討することとする。

- すべての化石燃料に対して包括的な新税を課税することを検討
- 既存税を活用することを中心に検討

1) 2) の2つを基本的な論点と位置付けて、下図の ~ をオプション設定の際の基本的なアプローチとする。これに基づき、次節でオプションの原型を設定することとする。

【オプション設定の際の基本的なアプローチの概念図】

		検討のアプローチ	
		化石燃料に対する包括的な新税を検討するアプローチ	既存税の活用を中心に検討するアプローチ
課税段階	上流		
	下流		

1) 2) の基本的な論点の他、以下の論点にも留意し、具体的なオプションを設定していくこととする。

### 3) 課税標準・税率設定の方法

以下の2通りを基本パターンとして検討する。

新たな課税分についての課税標準を炭素含有量とし、対象燃料の炭素含有量に応じて税率を設定

新たな課税分について、必ずしも課税標準を炭素含有量とせず、対象燃料の炭素含有量に比例したものではない税率を設定

### 4) その他

増収とするか、収支中立とするかについても検討が必要。

## (2) 電力について

発電燃料と電力消費のいずれに課税するかについては、以下の3通りの制度が考えられる。

発電燃料には課税、電力消費は非課税

発電燃料は非課税、電力消費には課税

発電燃料、電力消費の双方に課税

なお、発電燃料に課税する場合、その内容は(1)に依拠。

今回は、前章の論点整理の主として「2 税の制度について」に沿って選択肢を示し、若干の評価を行う。今後、論点整理の「4 導入による諸影響への対応について」「5 その他の論点」に係るオプションについても検討していくとともに、「3 税による効果・影響に関する評価について」に沿った評価も進めることとする。

## 2 温暖化対策税制のオプションの原型（化石燃料）

### （1）4つのオプション原型

前節で示した ~ の基本的アプローチにより導かれるオプションの原型は以下のとおり。

#### オプション原型（アプローチ）

- ・ 上流ですべての化石燃料を対象とする包括的な新税を課税する。
- ・ 上流で課税されている既存税としては石油税がある。

#### オプション原型（アプローチ）

- ・ 上流で既存の石油税の税率を引き上げる。
- ・ 既存税の対象外に新たな税を課税することも検討する。

#### オプション原型（アプローチ）

- ・ 下流ですべての化石燃料を対象とする包括的な新税を課税する。
- ・ 下流で課税されている既存税としては、ガソリン税、軽油引取税等がある。

#### オプション原型（アプローチ）

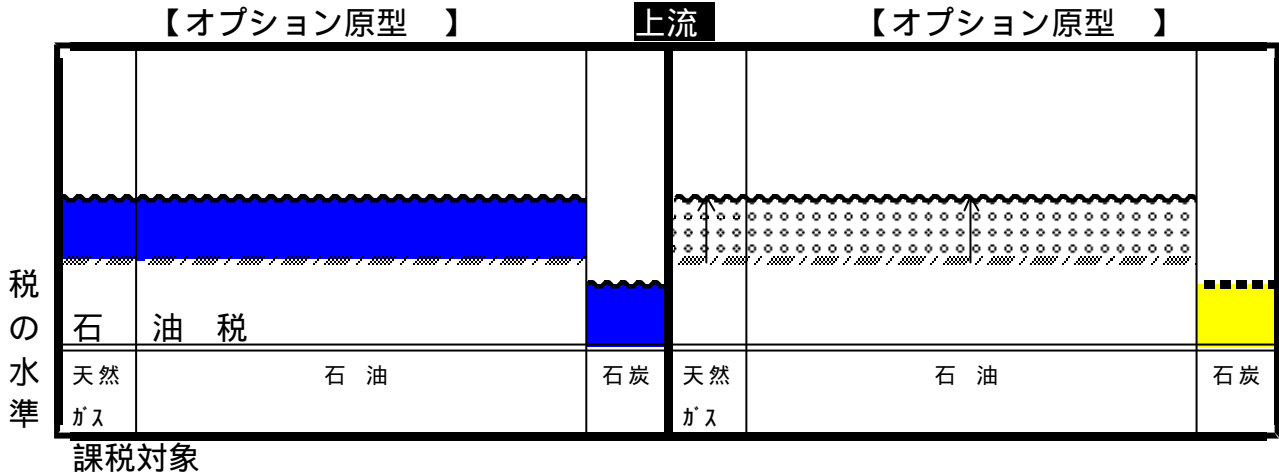
- ・ 下流で既存のガソリン税、軽油引取税等の税率を引き上げる。
- ・ 既存税の対象外に新たな税を課税することも検討する。

以上のオプション原型をイメージ図にすると次頁のとおり。

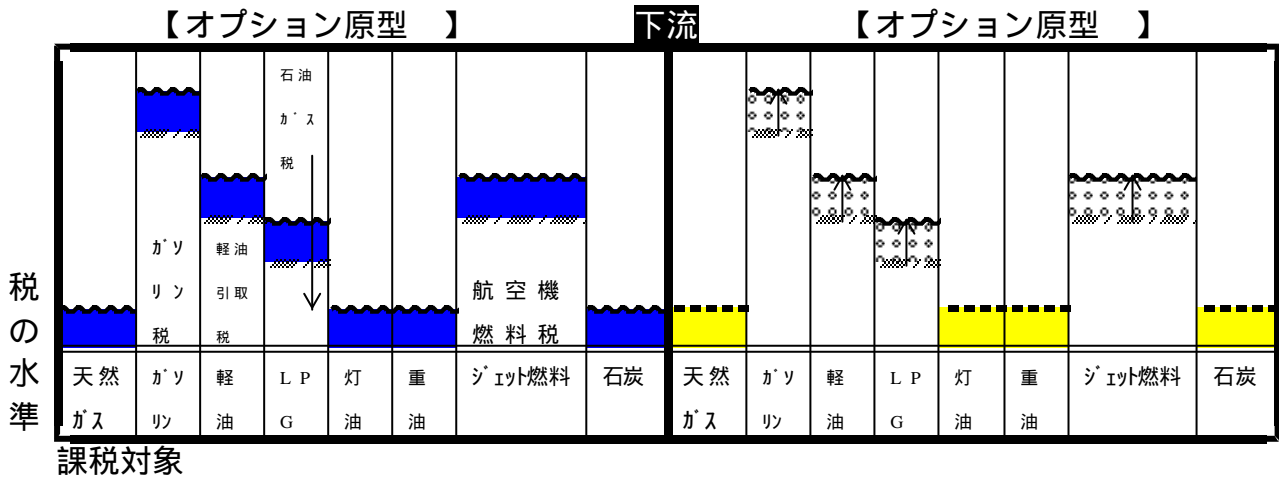
# 【4つのオプション原型のイメージ】

化石燃料に対する包括的な新税を検討

既存税を活用した税を検討



精製・流通



(凡例)

- 1 既存税が課税されていることを示す。
- 2 既存税の税率を引き上げていることを示す。
- 3 温暖化対策のための課税を示す。
- 4 温暖化対策のための課税を行う可能性があることを示す。
- 5 包括的な新税として課税する範囲。
- 6 既存税の税率を引き上げて課税する範囲。
- 7 個別燃料新税として課税する可能性のある範囲。

なお、縦軸は税の水準を示しているが、厳密なものではない。

( 2 ) 各オプション原型についての評価

	課税原則の観点からの評価	効率的な CO2 排出削減その他の観点からの評価
オプション原型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ に比べ徴税容易</li> </ul>	
オプション原型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ に比べ徴税容易</li> <li>・ 既存税の法制度・執行体制を活用しうる点でより導入時の困難小(他方、既存税の対象外への課税を検討する場合には新税が必要)</li> </ul>	
オプション原型		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 、 に比べ転嫁されやすく、温暖化対策を促進する効果が大きい可能性がある</li> <li>・ 、 に比べ諸影響緩和のための措置(業種等に着目した減免措置等)導入が容易</li> <li>・ 、 に比べ他の施策との組み合わせが容易</li> </ul>
オプション原型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存税の法制度・執行体制を活用しうる点でより導入時の困難小(他方、既存税の対象外への課税を検討する場合には新税が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 、 に比べ転嫁されやすく、温暖化対策を促進する効果が大きい可能性がある</li> <li>・ 、 に比べ諸影響緩和のための措置(業種等に着目した減免措置等)導入が容易</li> <li>・ 、 に比べ他の施策との組み合わせが容易</li> </ul>



### (3) 各オプション原型のバリエーション

各オプション原型について、課税標準・税率設定の方法等の違いにより、更に考えうるバリエーションを検討する。

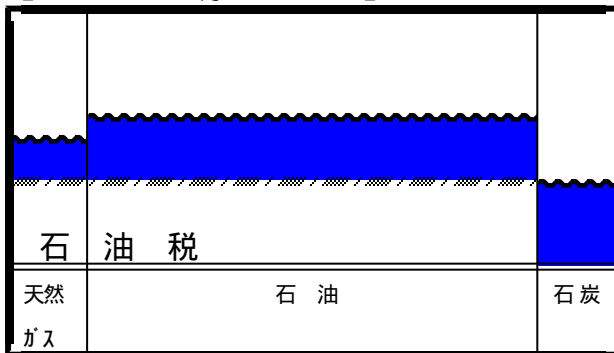
#### オプション原型 のバリエーション

課税標準・税率設定の方法として以下の2通りが考えられ、これに沿って2案設定する。

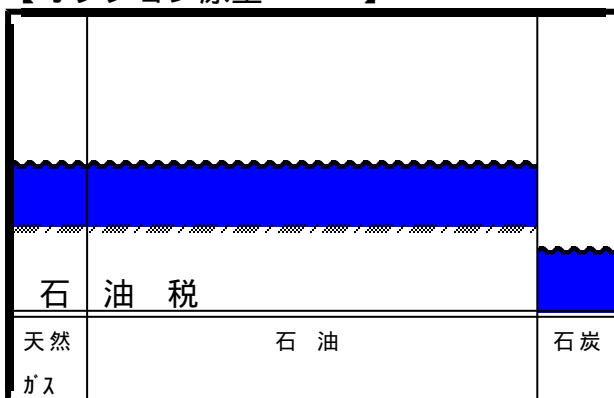
新たな課税分についての課税標準を炭素含有量とし、各化石燃料に対し、それぞれの炭素含有量に応じて税率を設定

新たな課税分について、必ずしも炭素含有量には比例しない税率設定を各化石燃料に対し行う（課税対象それぞれの状況を踏まえて設定。）

【オプション原型 - 1】



【オプション原型 - 2】

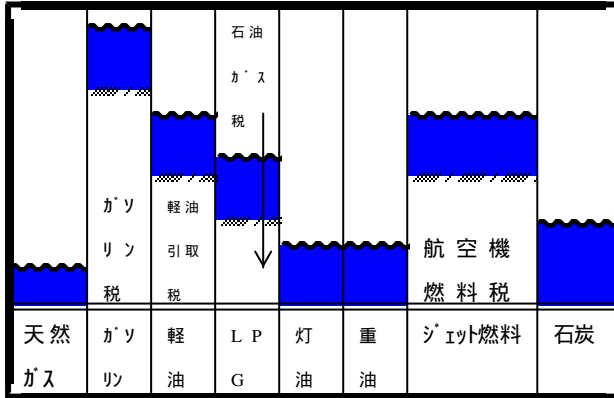




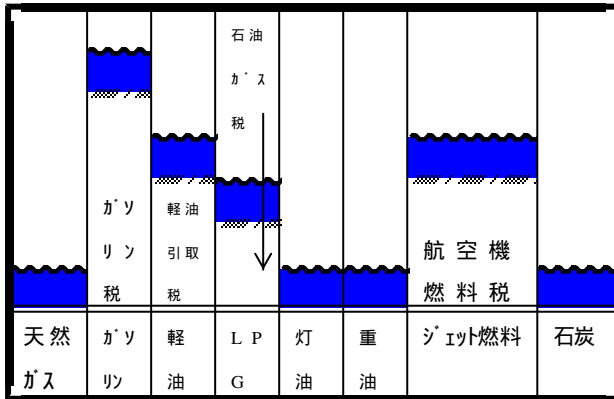
## オプション原型 のバリエーション

課税標準と税率設定の方法について、と同様の考え方に基づき、以下の2案を設定する。

【オプション原型 - 1】



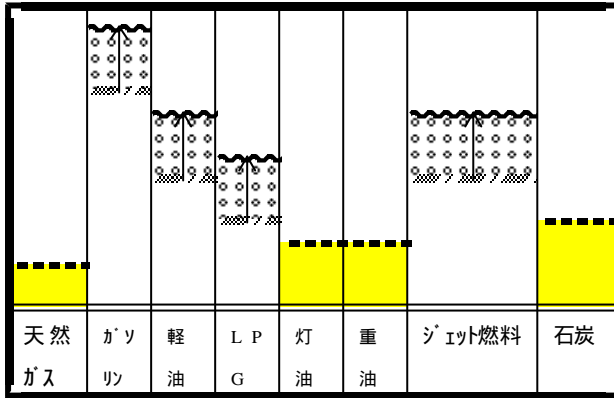
【オプション原型 - 2】



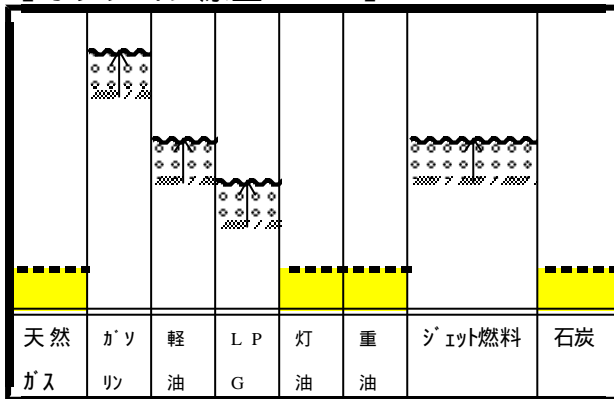
オプション原型 のバリエーション

課税標準と税率設定の方法について、 と同様の考え方にに基づき、以下の2案を設定する。

【オプション原型 - 】



【オプション原型 - 】



### 3 温暖化対策税制のオプションの原型（電力）

電力に係る課税のオプションとこれについての評価を以下のとおり示す。

	オプション a	オプション b	オプション c
発電燃料	課税	非課税	課税
電力消費	非課税	課税	課税
課税原則の観点からの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力向けの追加的な課税措置は不要</li> <li>電源多様化政策に影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力供給者から徴収することで簡素な仕組みとすることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源多様化政策に影響</li> <li>2重に課税することについて公平性の観点からどう考えるか</li> </ul>
効率的なCO2排出削減その他の観点からの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO2 排出の少ない電源構成を促進する</li> <li>電力消費サイドでの対策促進効果は転嫁の程度による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成には影響を与えない</li> <li>電力消費サイドでの対策を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO2 排出の少ない電源構成を促進し、また、電力消費サイドでの対策も促進</li> </ul>

# 汚染者負担原則 (PPP) に関する文書

PPP: Polluter Pays Principle

## 1. 環境基本計画 第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策 (3) 環境政策の指針となる4つの考え方 (2000) より抜粋

### 汚染者負担の原則

社会経済に環境配慮を織り込み、希少な環境資源の合理的利用を促進するための最も基本的な方策は、生産と消費の過程における環境の汚染のコストを市場価格に内部化することです。そのような観点から、汚染者負担の原則を環境保全のための措置に関する費用の配分の基準として活用します。

## 2. OECD「環境指針原則勧告」(1972) より抜粋

希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、歪みを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則が、いわゆる「汚染者負担の原則」である。

この原則は汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということの意味する。換言すれば、それらの措置の費用は、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきである。これらの措置を講じるに際して、貿易と投資に著しい歪みを引き起こすような補助金を併用してはならない。

## 3. 「公害に関する費用負担の今後のあり方について (答申) (抄)」 (1976) より抜粋

Ⅱ 公害に関する費用負担の基本的考え方  
今後における公害に関する費用負担のあり方については、環境資源の有効利用、公平の確保、社会的正義の実現等の見地から、汚染者負担を基本としつつ、その具体化に当たっては、次の諸点を考慮すべきである。

1 負担すべき費用の範囲  
OECDのPPPは、汚染者が環境を受容可能な状態に確保するための措置の実施費用を負担すべきであることを意味し、換言すれば、これら措置の費用は、生産面あるいは消費面で公害を惹起するような財及びサービスのコストに反映されるべきであるという考え方である。その目的は環境資源の稀少性を財及びサービスの価格に反映し国際貿易、投資にゆがみを生じないようにすることであり、汚染者が負担すべき費用は主としてフローとしての汚染を防止するための費用(汚染防除費用)を対象としている。

また、我が国においては、環境復元費用や被害救済費用についても汚染者負担の考え方が採り入れられている。これは、我が国における深刻な公害問題の経験と反省に基づくものであり、今後とも、汚染者が負担すべき費用の範囲は、汚染防除費用に限定することなく広く理解すべきである。